

令和4年 第5回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和4年3月17日(木)
午後1時30分
場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第4回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について | ——別添1 |
| (2) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて | —— 1 |
| (3) 令和4年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について | —— 2 |
| (4) 令和3年度指導課学校訪問実施状況について | —— 3 |
| (5) 令和4年度川口市スクールソーシャルワーカーについて | —— 4 |
| (6) 令和4年度川口市立教育研究所教育相談員について | —— 5 |
| (7) 令和4年度川口市日本語指導支援員について | —— 6 |
| (8) 保有個人情報不訂正決定処分取消請求事件について | —— 7 |

5 協議事項

6 議 事

- | | |
|---|----------|
| 議案第14号 職員の人事について | ——当日1(秘) |
| 議案第15号 専決処分の承認について(職員の人事について) | ——当日2(秘) |
| 議案第16号 職員の処分について | ——当日3(秘) |
| 議案第17号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて | —— 8 |
| 議案第18号 令和4年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを
委嘱することについて | —— 9 |
| 議案第19号 教職員の人事の内申について | ——当日4(秘) |
| 議案第20号 令和4・5年度研究委嘱校を委嘱することについて | —— 10 |
| 議案第21号 令和4年度川口市立教育研究所カウンセラーを
委嘱することについて | —— 12 |
| 議案第22号 令和4年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを
委嘱することについて | —— 13 |
| 議案第23号 令和4年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて | —— 14 |
| 議案第24号 令和4年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを
委嘱することについて | —— 15 |
| 議案第25号 令和4年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて | ——当日5(秘) |
| 議案第26号 川口市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について | ——別添2 |

議案第27号	川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について	——別添2
議案第28号	川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について	——別添2
議案第29号	川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について	——別添2
議案第30号	川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について	——別添2
議案第31号	川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害 補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	——別添2

7 その他

8 閉 会

教育長報告（2）

川口市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて

地区名	氏名	委嘱年月日	解嘱年月日
西川口公民館地区	小野田 孝信	平成12年5月1日	令和3年11月30日
安行東公民館地区	中田 晋一	平成19年4月1日	令和4年3月7日
朝日公民館地区	榊本 弘法	平成16年7月1日	令和4年3月31日
里公民館地区	吉田 博之	平成29年4月1日	令和4年3月31日

教育長報告（3）

令和4年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について

1 実施方法

日帰りによる実施。

2 日帰りとした理由

令和4年度の実施については、1泊のみも含め、宿泊を伴う実施の可否について、様々な角度から検証を重ねてきた。

しかし、現在における新型コロナウイルス感染症の状況や対応を踏まえると、宿泊を伴う実施には感染防止対策や医療体制等、様々な課題がある。

そのため、児童生徒の安全確保や感染拡大防止を図りつつ事業を実施するには、令和3年度と同様、日帰りとするのがふさわしいと判断した。

日帰りでの実施でも、大貫海浜学園・水上自然教室の目的である、豊かな環境の中で自然に親しみ、集団活動を通じて学校・家庭・地域では得がたい経験を得ることが可能と考える。

3 実施状況

令和元年度	2泊3日
令和2年度	中止
令和3年度	日帰り
令和4年度	日帰り

教育長報告（４）

令和３年度指導課学校訪問実施状況について

[小学校]

学校名	学校訪問 学力向上訪問	生徒指導・ 安全点検	学校巡回 教育相談	要請 訪問	その他 訪問	合計
1 本町小	0	2	3	0	3	8
2 幸町小	1	2	6	4	1	14
3 仲町小	1	2	4	0	0	7
4 上青木小	0	2	1	3	3	9
5 元郷小	1	2	0	8	2	13
6 飯塚小	1	2	5	0	0	8
7 芝小	1	2	1	3	0	7
8 新郷小	0	2	9	0	3	14
9 神根小	0	2	1	7	0	10
10 青木北小	1	2	0	3	0	6
11 領家小	1	2	3	3	3	12
12 舟戸小	0	2	0	6	0	8
13 十二月田小	1	2	7	5	8	23
14 飯仲小	1	2	0	3	0	6
15 並木小	1	2	1	1	2	7
16 安行小	1	2	1	4	0	8
17 原町小	1	2	0	5	5	13
18 前川小	0	2	7	1	1	11
19 戸塚小	1	2	4	4	5	16
20 青木中央小	1	2	7	5	7	22
21 元郷南小	1	2	0	3	0	6
22 芝西小	1	2	12	3	0	18
23 芝南小	1	2	1	5	6	15
24 神根東小	1	2	0	2	0	5
25 朝日東小	1	2	3	2	1	9
26 芝富士小	1	2	2	6	3	14
27 前川東小	1	2	3	1	1	8
28 柳崎小	1	2	1	4	1	9
29 芝樋ノ爪小	1	2	0	2	5	10
30 新郷南小	0	2	3	4	1	10
31 上青木南小	1	2	8	6	4	21
32 根岸小	1	2	7	5	0	15
33 芝中央小	1	2	8	2	0	13
34 新郷東小	1	2	10	4	0	17
35 朝日西小	1	2	7	3	4	17
36 慈林小	1	2	1	1	7	12
37 差間小	1	2	1	6	2	12
38 東本郷小	0	2	0	3	3	8
39 東領家小	1	2	1	2	1	7
40 安行東小	0	2	20	5	0	27
41 在家小	1	2	5	2	2	12
42 戸塚東小	1	2	0	1	0	4
43 戸塚北小	1	2	0	2	3	8
44 木曾呂小	1	2	6	5	4	18
45 戸塚綾瀬小	1	2	2	3	0	8
46 戸塚南小	1	2	0	5	0	8
47 鳩ヶ谷小	1	2	4	3	0	10
48 中居小	1	2	2	12	0	17
49 辻小	1	2	4	7	3	17
50 里小	1	2	0	6	1	10
51 桜町小	1	2	3	3	0	9
52 南鳩ヶ谷小	1	2	3	3	0	9
小学校計	43	104	177	186	95	605

[中学校]

学校名	学校訪問 学力向上訪問	生徒指導・ 安全点検	学校巡回 教育相談	要請 訪問	その他 訪問	合計
1 東中	1	2	0	2	5	10
2 西中	1	2	0	4	0	7
3 南中	1	2	0	1	3	7
4 北中	1	2	0	19	3	25
5 青木中	1	2	2	5	1	11
6 芝中	1	2	0	1	4	8
7 元郷中	1	2	0	20	1	24
8 上青木中	1	2	0	0	1	4
9 幸並中	1	2	4	3	0	10
10 十二月田中	1	2	2	1	1	7
11 仲町中	1	2	1	0	0	4
12 安行中	1	2	1	4	2	10
13 芝東中	1	2	0	2	1	6
14 芝西中	1	2	0	0	0	3
15 岸川中	1	2	1	5	3	12
16 榛松中	1	2	1	3	0	7
17 小谷場中	1	2	1	3	3	10
18 神根中	1	2	0	4	0	7
19 領家中	1	2	0	1	1	5
20 戸塚中	1	2	0	9	0	12
21 在家中	1	2	0	6	3	12
22 安行東中	1	2	3	11	0	17
23 戸塚西中	1	2	1	4	6	14
24 鳩ヶ谷中	1	2	0	0	1	4
25 八幡木中	1	2	1	0	0	4
26 里中	1	2	2	11	3	19
27 附属中	1	2	0	2	3	8
中学校計	27	54	20	121	45	267

[幼稚園]

1 舟戸幼	1	1	4	2	1	9
2 南平幼	1	1	6	3	4	15
幼稚園計	2	2	10	5	5	24

[高等学校]

1 市立高校	0	1	0	0	0	1
高等学校計	0	1	0	0	0	1

[陽春分校]

1 陽春分校	2	1	0	0	0	3
陽春分校計	2	1	0	0	0	3

年間訪問回数	学校訪問	生徒安全	巡回教育相談	要請訪問	その他の訪問	合計
合計	74	162	207	312	145	900

[要請訪問教科等別数]

国語	59	総合・生活	5
社会	22	道徳	22
算数・数学	36	特別活動	10
理科	5	特別支援	10
音楽	4	人権教育	2
図工・美術	1	幼稚園	6
体育	49	ライフスキル	3
技術	5	生徒指導	13
家庭	4	ICT、プログラミング等	19
外国語	26	教育課程	11
		要請合計	312

※ 数字はいずれも、訪問した指導主事等の回数 2月28日現在 暫定も含まれる。

※ 「学校訪問」・・・学校訪問実施要項による訪問

※ 「要請訪問」・・・学校からの要請を受けて行う訪問

※ 「その他の訪問」・・・委嘱研究発表、課題研授業研、市教研授業研、相談室訪問（中学のみにあり、年1回訪問している）等

教育長報告（5）

令和4年度川口市スクールソーシャルワーカーについて

1 趣旨

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの活用などにより、問題を抱える児童生徒及び保護者等に支援を行う専門家である川口市スクールソーシャルワーカーを川口市立教育研究所に配置し、学校が関係機関等と連携して、児童生徒の問題行動等への対応が図られるようにする。

2 採用人数 5名

3 配置

川口市立教育研究所

※学校の要請に応じて、学校へ派遣

4 勤務条件

原則週2日 1日あたり6時間 年間 90日以内

5 業務内容

- ・問題を抱える児童等が置かれた環境への働き掛け
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動等

教育長報告（6）

令和4年度川口市立教育研究所教育相談員について

- 1 趣旨
市内に在住している幼児及び児童生徒の教育上の諸問題の解決を図る。
- 2 採用人数 13名
- 3 配置
川口市立教育研究所
- 4 勤務条件
月～金の週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）
1日あたり6時間
- 5 業務内容
 - ・児童生徒等への教育相談に関すること。
 - ・教職員及び保護者に対する助言・援助に関すること。
 - ・児童生徒等の教育相談に係る情報収集・提供に関すること。
 - ・不登校児童生徒の適応指導教室(チャレンジスクール、わくわくスクール)における指導・助言に関すること。
 - ・外国人児童生徒等の日本語指導・助言に関すること。
 - ・公民館等での教育相談や訪問相談に関すること。
 - ・特別な支援を要する児童生徒等の相談に関すること。
 - ・児童生徒等のいじめに関する相談及び学校への指導・助言に関すること。
 - ・新任・転入した管理職に対し、学校経営・運営等の相談に関すること。
 - ・その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の教育相談に関し、適当と認められる事項に関すること。

教育長報告（7）

令和4年度川口市日本語指導支援員について

1 趣旨

外国人児童生徒や帰国児童生徒のうち、日本語が理解できないことで学校生活に支障をきたしている児童生徒を対象に、学校生活への適応を図るため、日本語の指導や文化風習の支援を行う。市内に在住している幼児及び児童生徒の教育上の諸問題の解決を図る。

2 採用人数 6名

3 配置

川口市立教育研究所

4 勤務条件

月～金の週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）

1日あたり5時間30分

5 業務内容

- ・児童生徒等への日本語指導・助言に関すること。
- ・教職員及び保護者に対する助言・支援に関すること。
- ・その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の日本語指導に関する教育相談及び教科等指導に関し、適当と認められる事項に関すること。

教育長報告（８）

保有個人情報不訂正決定処分取消請求事件について

1 裁判の取消について

令和４年３月１６日（水）午後１時１０分に予定されていた裁判については、以下の経緯により取り下げられた。

2 これまでの経緯

- (１) 令和４年１月１２日（水）、被告の市教委は、不訂正決定を取り消し、同通知を原告法定代理人に発送した。
- (２) 令和４年１月１９日（水）、第２回口頭弁論において裁判所は、原告・被告双方の準備書面・証拠類を確認した後、裁判の対象となる処分がなくなったことから、弁論を終結させた。
- (３) 令和４年３月２日（水）付け 原告側より「訴えの取下書」がさいたま地方裁判所に提出された。
- (４) 令和４年３月４日（金）付け 被告側より「取下書」に対する「同意書」を提出した。

議案第17号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項及び川口市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおりスポーツ推進委員を委嘱することについて議決を求める。

記

1 委嘱をする者

地区名	氏名	備考
幸栄公民館地区	武田 邦洋	特技 水泳
朝日公民館地区	遠塚谷 信規	特技 野球
西川口公民館地区	千島 久光	特技 バレーボール
西川口公民館地区	草野 孝則	特技 ソフトボール

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第18号

令和4年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱すること
について

川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー設置要項第2の規定により、次
のとおり川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて、
議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	再・新
メンタルヘルスチーフカウンセラー	土井 一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	大林 ひろこ	再

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第20号

令和4・5年度研究委嘱校を委嘱することについて

研究委嘱に関する要綱第2の規定により、次のとおり委嘱校を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱校

別紙のとおり

2 任期

令和4年5月18日から令和6年3月31日

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

令和4・5年度 川口市教育委員会研究委嘱校一覧

	学校名	研究領域	研究主題	研究教科・領域等
1	新郷小学校	「体力向上」に関する研究	自ら運動に親しみ、豊かなスポーツライフを実現する児童の育成 ～「できる」「楽しい」「続けたい」授業実践を目指して～	体育
2	十二月田小学校	「体力向上」に関する研究	汗をかき 共に学ぶ 運動好きな しわすだっ子の育成	体育
3	並木小学校	「体力向上」に関する研究	運動の楽しさや喜びを味わい、主体的に運動に取り組む児童の育成	体育
4	元郷南小学校	「学力向上」に関する研究	主体的に自信をもって活動する児童の育成	図工
5	芝富士小学校	「学力向上」に関する研究	論理的思考力を育てる授業の創造	国語・算数・理科
6	上青木南小学校	「学力向上」に関する研究	「主体的に学びをつくることのできる児童の育成」 ～思考力・判断力・表現力を育成する指導法の工夫～	算数・国語、等
7	戸塚東小学校	「学力向上」に関する研究	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の工夫改善	算数・国語、等
8	戸塚南小学校	「学力向上」に関する研究	人と関わりながら、よりよく生きる力を身につけた児童の育成	算数
9	里小学校	「学力向上」に関する研究	「主体的に学習に取り組む児童の育成」	国語
10	芝中学校	「防災教育」に関する研究	地域の防災拠点としての学校を目指して ～生徒の共助の精神の育成と地域との協働体制づくり～	全教科
11	岸川中学校	「学力向上」に関する研究	主体的・対話的に学習に取り組む生徒の育成 ～ICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現～	全教科
12	戸塚中学校	「非認知能力の向上」に関する研究	社会で生きて働く力の育成 ～非認知能力の向上を通じて～	全教科
13	南平幼稚園	「幼稚園教育」に関する研究	豊かな表現力の育成 ～友達との関わりを楽しみ、表現する喜びを味わう～	保育全般

小学校 9校 中学校 3校 幼稚園1園 計13校(園)

議案第21号

令和4年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて
川口市立教育研究所カウンセラー設置要綱第2の規定により、次のとおり
川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
山崎 健之介	川口市立教育研究所	再
近藤 有美香	川口市立教育研究所	再
雪田 彩子	川口市立教育研究所	再
小泉 藤子	川口市立教育研究所	再
今野 洋子	川口市立教育研究所	再
飯塚 幸子	川口市立教育研究所	再
久保 由紀子	川口市立教育研究所	再
海老澤 香菜恵	川口市立教育研究所	再

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 2 2 号

令和 4 年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所嘱託カウンセラー設置要綱第 2 の規定により、次のとおり川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
杉山 雅宏	埼玉学園大学大学院心理学研究科教授 臨床心理カウンセリングセンター長	再

2 任期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 3 月 1 7 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第23号

令和4年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて
川口市立教育研究所嘱託医による医療相談実施要綱第2の規定により、次のとおり教育研究所嘱託医を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
柴田 勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第24号

令和4年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談室特別支援教育アドバイザーによる教育相談実施要綱第2の規定により、次のとおり川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
久保島 廣美	川口市立教育研究所	再
上原 節子	川口市立教育研究所	再
齋藤 光男	川口市立教育研究所	再
足助 啓子	川口市立教育研究所	再
後藤 和子	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎 幾江	川口市立教育研究所	新

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和4年2月8日（火）
午前1時30分
場 所 議場

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

- | | | | |
|---|-------------------|------|---|
| 1 | G I G Aスクール構想について | …… P | 1 |
| 2 | 教育委員会定例会の開催状況について | …… P | 4 |
| 3 | いじめ問題の現状について | …… P | 6 |

【質疑応答概要】	…… P	8
----------	------	---

1 G I G Aスクール構想について

(1) G I G Aスクール端末等の整備について

ア 導入端末

D y n a b o o k K50

イ 整備台数

47,550 台（予備端末 1,500 台を含む）

ウ 配備台数

児童生徒及び教員 1 人につき 1 台を配備するほか、各学校に 2 台の児童生徒用予備端末を配備。

エ 予備端末

1,500 台の予備端末を活用した交換対応により、故障発生時の使用不能な期間の短縮を実現。

オ OS（オペレーティングシステム）

W i n d o w s 10 P r o 64

カ アプリケーションソフト

W o r d（文書）、E x c e l（表計算）、P o w e r P o i n t（プレゼンテーション）、T e a m s（オンライン授業）、F o r m s（アンケートツール）等

キ フィルタリングソフト

家庭への持ち帰り運用のため、有害サイトへの接続を遮断するフィルタリングソフトを全児童生徒・教員用端末に導入。

ク モバイルW i - F i ルーター

W i - F i 環境のない家庭向けに貸出用モバイルW i - F i ルーターを整備。



(2) ネットワーク等環境整備について

ア インターネット回線

ローカルブレイクアウト型とし、各学校へ新たに光回線を敷設。

イ ネットワーク

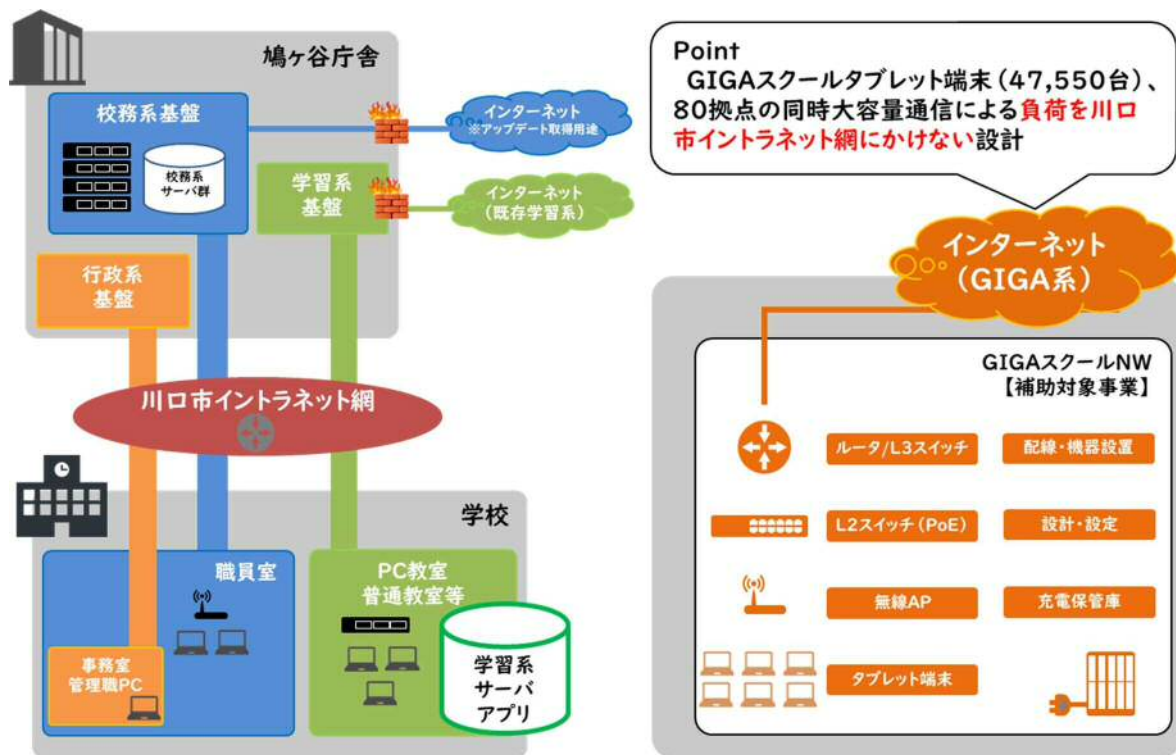
各学校のパソコン教室を拠点として、幹線 10G b p s、支線 1G b p s に対応したLANケーブルを敷設。

ウ 無線LANアクセスポイント

普通教室、職員室及び学校が指定した 5 室に設置。

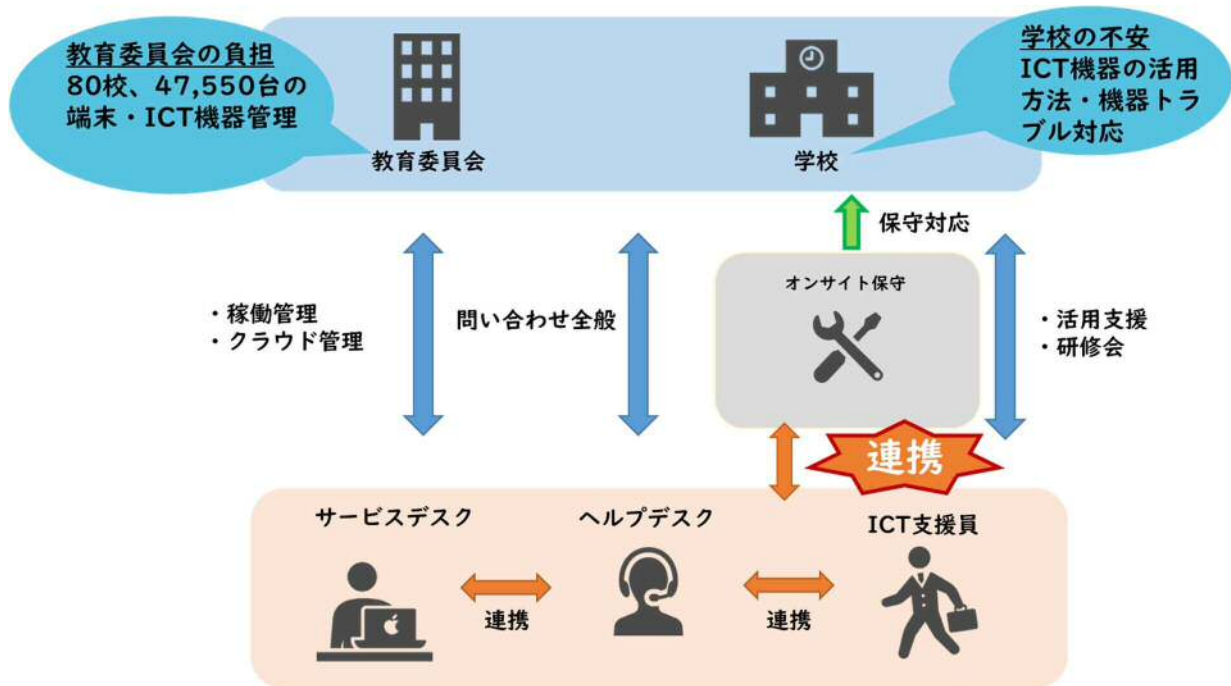
エ 充電保管庫

普通教室にG I G Aスクール端末を 42 台収納できる充電保管庫を設置。



(3) 運用保守体制

3年間のGIGAスクール運用保守業務委託契約を締結し、市立小・中学校の校内ネットワーク、児童生徒及び教員が使用する機器の一元的な運用・保守及び各種研修を実施する。



ア サービスデスク

設置者用運用窓口の開設、インシデント対応、稼働管理、運用管理（アカウント管理、フィルタリング管理、クライアント管理、ネットワーク管理）を行う。

イ 学校ヘルプデスク

G I G Aスクール端末の利用方法、校内ネットワークトラブルやセキュリティに関する問い合わせ等に対応するため、学校ヘルプデスクを開設し、フリーダイヤルは平日午前9時から午後6時まで、メール及びF A Xは24時間受付している。さらに、F A Qサービス等の開設により、時間に縛られない対応を実施している。

ウ 家庭向けヘルプデスク

G I G Aスクール端末の持ち帰りに対応するため、令和3年6月16日（水）から9月15日（水）の3か月間、家庭向けヘルプデスクを開設した。土・日・祝祭日を含む午前9時から午後9時まで、電話及びメールにて、ネットワーク接続やソフトウェアの利用に関する問い合わせに対応した。

エ オンサイト保守

必要に応じて現地へ訪問して問題を解決する。対象機器は、G I G Aスクール端末、無線アクセスポイント、充電保管庫等。

オ I C T支援員

8人のI C T支援員が1人につき10校を担当する。学校内の環境整備、研修業務支援・マニュアル作成、授業支援・活用提案・トラブル対応等を行い、新しい授業を教員がデザインできるようサポートする。

カ I C T活用研修

教員のI C T活用能力の向上を図るため、ニーズや課題に合わせた研修を実施するもの。令和2年度は基本的な活用方法、導入機器・アプリケーションソフトの使用方法の対面研修を3回実施したほか、オンライン研修を実施した。令和3年度は授業支援、スキルアップ研修（情報モラル教育含む）等、2回の研修を実施した。

(4) G I G Aスクール端末の活用状況

ア 活用状況について

G I G Aスクール端末を効果的に活用した授業を実施している。また、緊急事態宣言下においては、自宅で学校の授業を受けられるオンライン授業を実施した。

イ 具体的な取組み

通常授業では、W o r dやE x c e l、P o w e r P o i n t等を活用した個別学習、P a d l e tという共同作業アプリを使用した協働学習等を実施している。更に、F o r m sを使用して児童生徒の出席状況を把握することにも端末を活用している。

また、緊急事態宣言下ではT e a m sを活用したオンライン授業を実施した。

2 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第17回教育委員会定例会（10月21日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 9月市議会定例会の概要について
- (イ) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 令和3年度学校保健及び学校安全表彰（文部科学大臣表彰）について
- (エ) 養護教諭制度80周年記念学校保健功労者表彰（文部科学大臣表彰）について
- (オ) 令和3年度川口市学校保健等優良学校（園）の決定について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (イ) 令和3年度川口市立教育研究所カウンセラーを追加委嘱することについて

エ その他

- (ア) 西川口公民館改築に伴う休館について
- (イ) 「令和4年川口市はたちの集い」について
- (ウ) 令和3年度川口市青少年文化活動奨励賞選考結果について

(2) 第18回教育委員会定例会（11月4日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 11月行事予定について
- (イ) 令和2年度教育費決算について
- (ウ) 令和2年度決算審査特別委員会の概要について
- (エ) 伊奈町、川口市、つくばみらい市「伊奈氏ゆかりの地」歴史・文化的交流に関する協定締結について
- (オ) 令和3年度埼玉県優秀な教職員被表彰者について
- (カ) 「令和3年度埼玉県歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」及び「令和3年度埼玉県歯・口の健康啓発標語コンクール」の受賞者について
- (キ) 新型コロナウイルス感染症の対応について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 12月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】

(3) 第19回教育委員会定例会（11月18日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 損害賠償請求事件について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

なし

エ その他

(ア) 川口の元気第12回いじめゼロサミットについて

(4) 第20回教育委員会定例会（12月2日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 12月行事予定について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

なし

(5) 第21回教育委員会定例会（12月16日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 1月行事予定について

(イ) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

(ウ) 令和4年度埼玉県公立小中学校等校長・教頭候補者選考の結果について

(エ) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について

(オ) 令和3年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰校について

(カ) 令和3年度第68回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

(キ) 損害賠償請求事件について

イ 協議事項

(ア) 令和4年度教育費当初予算要求額について

ウ 議事

(ア) 職員の人事について

(イ) 職員の処分について

エ その他

(ア) 令和3年度川口市体育三賞選考結果について

3 いじめ問題の現状について

(1) いじめ問題に関する調査状況

ア Q学校の事案について

(ア) 経緯

令和3年5月17日、加害生徒Bが会員制交流サイト（SNS）によるライブ配信を行なった際、Aに対する誹謗中傷の書き込みをした。同年5月20日、担任が本事案とは別の件についてBと面談を行なった際、そのことが発覚したことから、Q学校において本事案をいじめとして認知した。

(イ) 調査状況

令和3年5月21日、学校はAに事実確認を行い、A保護者にその内容を連絡した。同年5月24日、学校はA及びA保護者と放課後に面談し、その際に原因となったSNSの配信内容を確認した。

同年5月25日及び26日、学校はBによる書き込みを知っている生徒19人から聴き取りを行なった。

Aは事案発生後も休まず登校していたが、同年6月8日、Aが早退する際、迎えに来たA保護者が、転校を示唆する発言をした。同日、学校は、市教育委員会にA保護者の意向について報告した。

同年6月25日、学校は、関係生徒から聴き取った内容や今後の学校の対応についてA保護者に説明した。その際、調査委員会の設置の意向については書面にて回答するよう依頼した。

同年6月28日、Aの転校先である県外の学校からAを受け入れたとの連絡が学校にあった。

同年7月2日、A保護者から書面にて、調査委員会の設置を希望するとの回答を受けた。

同年7月13日、学校はA保護者に調査方針に係る説明文書を送付し、調査主体について承認する旨の返信を受け取った。

同年8月5日、いじめ重大事態の発生について及び学校内の組織に第三者を加えたいじめ問題調査委員会の立ち上げについて市長に報告を行なった。

同年12月末現在、計5回のいじめ問題調査委員会が行われている。

(ウ) その後の状況

Aは、令和3年6月28日から県外の中学校に転入し、登校している状況であるが、進路については、埼玉県立の高等学校を第1希望とし、受験する予定である。

(2) 令和3年度 川口の元気 第12回いじめゼロサミット

ア 実施日時・場所

令和3年12月22日(水) 午後2時30分

埼玉県産業技術総合センター (小学生) 大ホール・(中学生) 4F会議室

イ 対象

市内小・中学校の代表児童生徒(79人)

ウ 第12回 いじめゼロサミット スローガン

「一呼吸 言葉もチャットも 行動も ～一人一人がもつ責任～」

エ 内容(概要)

(ア) いじめ防止授業

講師 アディッシュ株式会社スクールガーディアン事業部 鈴木 慎也 氏

(イ) 研究協議(グループ協議)

- ・令和4年度いじめ撲滅スローガンについて
- ・いじめ撲滅に向けた取組について(「オンラインいじめ」防止の取組)

(ウ) 指導講評

埼玉大学准教授 高橋 哲 氏

(3) 損害賠償請求事件について

ア 判決言い渡し期日・場所

令和3年12月15日(水) 午後1時30分 さいたま地方裁判所

イ 判決の要旨

被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成30年7月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを命じられたもの。

(4) 第3回いじめ対応教員研修会(臨時)

ア 日時・場所

令和4年1月27日(木) 午後3時45分 芝市民ホール

イ 内容

- ・判決内容を踏まえた「いじめ防止対策推進法」の理解について
- ・いじめ対応教員校内研修について

(5) 保有個人情報不訂正決定処分取消請求事件について

ア 第2回口頭弁論期日・場所

令和4年1月19日(水) 午後2時 さいたま地方裁判所

イ 判決言い渡し期日・場所

令和4年3月16日(水) 午後1時10分 さいたま地方裁判所

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年 2月)

学校教育部

質 疑	応 答
1 G I G Aスクール構想について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>G I G Aスクール端末はどのような教員を対象に配備したのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>各学校に2台の予備端末を配備しているとのことであるが、運用に支障を来すことはないのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>1月31日現在で1,082台が破損等により使用不可となっているとのことであるが、破損の原因には盗難や紛失等も含まれるのか。また、児童生徒の年齢と破損件数に関係はあるのか。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>常勤、非常勤に関わらず全教員に配備した。また、当初配備していなかった養護教員にも80台を追加配備したところである。</p> <p>(庶務課長)</p> <p>学校配備の2台の予備端末は、故障時等に臨時的に活用することを目的としたものである。ヘルプデスクに連絡した後、保守事業者が持参する予備端末と交換するなど連携して対応している。</p> <p>(庶務課長)</p> <p>授業時の机上や、教室移動の際に落下させ破損させているほか、機器の異常により使用不能となったという報告は受けているが、盗難や紛失という報告は受けていない。また、小中学校において破損状況に大きな差がないことから、年齢による偏りはないと認識している。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>独自でソフトウェアを導入している学校もあると聞いているが、教育委員会では活用状況を把握しているのか。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>各学校が独自で導入したソフトウェアの活用状況までは把握していない。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>各学校が導入したソフトウェアを効果的に活用している事例もあると聞いている。教育委員会でも状況を把握し、良い事例については参考としていただくよう要望する。</p>	
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>G I G Aスクール端末に故障が発生した際は、担任の教員が対応するのか。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>現場で教員が異常を察知し、予備端末への交換、ヘルプデスクへ連絡を行い、オンサイト保守、端末の修理・回収という手順となる。</p>
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>予備端末の運用に当たっては、担任の教員に過度な負担とならないような対応となるよう要望する。</p>	
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>(1)「キ フィルタリングソフト」はどのように運用しているのか。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>全端末について市で統一した設定で運用している。</p>

質 疑	応 答
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>フィルタリングソフトは生徒指導上の観点からも非常に重要である。しっかり運用していただきたい。</p>	
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>(3)「ウ 家庭向けヘルプデスク」について、設置期間に何件の問い合わせがあったのか。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>627件である。</p>
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>(3)「オ ICT支援員」について、教員のスキルレベルの把握は行っているのか。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>毎月開催している運用会議において授業支援の内容等について事業者から報告を受けており、各学校の状況は把握している。</p>
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>教員のスキルは個々によって大きく異なっている。現実に合った支援を行うよう要望する。</p>	
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>(1)の「ク モバイルWi-Fiルーター」の貸し出し状況について伺いたい。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>令和4年1月18日現在で、小学校34校、中学校14校の48校において、小学校124台、中学校52台の合計176台のモバイルWi-Fiルーターを貸し出している。その内、小学校85台、中学校35台は要保護・準要保護世帯として、通信料を市が負担している。なお、生活保</p>

質 疑	応 答
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>放課後児童クラブに無線アクセスポイントは設置されているのか。</p>	<p>護世帯については、代理納付により収納している。</p> <p>(庶務課長)</p> <p>現在のところ放課後児童クラブに無線アクセスポイントを設置する予定はない。</p>
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>放課後児童クラブでもG I G Aスクール端末が活用できるよう整備していただくよう要望する。</p>	
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>(3)「ウ 家庭向けヘルプデスク」に寄せられた相談はどのような内容か。</p>	<p>(庶務課長)</p> <p>家庭への持ち帰りに向け開設したヘルプデスクであるので、家庭における機器の操作やネットワークの設定に関する問い合わせが主な内容である。</p>
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>学級閉鎖や学年閉鎖時、濃厚接触者等への対応や、不登校児童生徒への対応において、オンライン授業を実施するケースはあるのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>学級閉鎖、学年閉鎖時や濃厚接触者等の児童生徒に対してオンライン授業に取り組んでおり、各学校が児童生徒の状況に応じて実施している。また、不登校児童生徒に対しては、学校、児童生徒、各家庭が連携し、一人ひとりの状況に応じた対応をしており、授業の様子を配信するだけの場合</p>

質 疑	応 答
<p>(芦田 芳枝 委員)</p> <p>不登校児童生徒のオンライン授業における出欠の取扱いについて伺いたい。</p>	<p>や、実際に授業に参加し、発言を行っている児童生徒もいる状況である。</p> <p>(指導課長)</p> <p>オンライン授業の出欠の取扱いについては、授業の状況を確認して、学校長が判断している。</p>
<p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>GIGAスクール構想により学習環境のデジタル化が進んでいるが、デジタル化による弊害もあると聞いている。その点をどのように考えているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>現在、文部科学省においてデジタル教科書の実証実験等が行われている。その結果も踏まえ、動向を注視し対応していきたい。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>オンライン授業における出欠の取扱いについて、学級閉鎖や学年閉鎖、濃厚接触者等と不登校児童生徒との違いについて伺いたい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>学級閉鎖や学年閉鎖、濃厚接触者等は出席停止、不登校児童生徒については、学校長の判断で出席として取り扱うことができることとなっている。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年 2月)

教育総務部

質 疑	応 答
2 教育委員会定例会の開催状況について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>(2) ア (エ) 伊奈町、川口市、つくばみらい市「伊奈氏ゆかりの地」歴史・文化的交流に関する協定締結について、締結した経緯及び概要について教えてほしい。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>(5) ウ (イ) 職員の処分についての概要を教えてください。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>伊奈町、川口市、つくばみらい市の2市1町は、江戸時代関東一円の発展の礎を築いた伊奈氏ゆかりの地であり、以前から交流があったことから、協定を締結したものである。今後、伊奈氏に係る各種施策・事業について交流を図りながら実施していくものである。</p> <p>現在、郷土資料館において、本年1月8日から3月13日まで伊奈忠治の企画展を実施している。また、本日2月8日から2月17日まで第一本庁舎1階多目的スペースにおいて、パネル展示を併せて実施している。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>新聞等でも報道がされたが、職員の採用時に最終学歴の虚偽があったことが判明したことから、該当職員を停職の懲戒処分としたものである。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年 2月)

学校教育部

質 疑	応 答
2 教育委員会定例会の開催状況について	
<p style="text-align: center;">< 質 疑 ></p> <p>(福森 悦子 委員)</p> <p>(2) ア(オ) 令和3年度埼玉県優秀な教職員被表彰者2名について、表彰の基準及び評価された内容について伺いたい。</p>	<p style="text-align: center;">(学務課長)</p> <p>埼玉県優秀な教職員表彰は、県の要綱に基づき、市が推薦を行い、県が決定するものである。本市では様々な分野で活躍する教員がいるが、本表彰は県からの表彰であるため、県の事業に貢献した教職員を推薦したところである。1人目は並木小学校の諏訪教諭で、体育教育の実践・研究と併せて、令和元年度に開催された全国学校体育研究大会において、研究推進委員長として目覚ましい活躍をしたことが評価されたものである。また、2人目は安行小学校の駒崎栄養教諭で、食育指導において学校内で組織的な課題解決に取り組んだほか、県の中核栄養教諭等資質向上研修の講師をするなど、県の事業にも貢献したことが評価されたものである。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和4年 2月)

学校教育部

質 疑	応 答
3 いじめ問題の現状について	
<p style="text-align: center;">< 質 疑 ></p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>平成29年に体罰により、当時の顧問は市教委より文書訓告を受けているが、当時の学校長はどのような処分を受けているのか。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>学校長に対しては、今回の経緯を踏まえて、県と連携をとりながら適切な対応をとるよう要望する。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>損害賠償請求事件について55万円の支払いを命じられたとあるが、どの部分に対する支払いなのか。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>市教委側はなかなか聴取ができなかったと言っていたが、当事者側は、聴取は行われていたといった意見の食い違いがあった。この点についてど</p>	<p style="text-align: center;">< 応 答 ></p> <p>(学務課長)</p> <p>当時、顧問は文書訓告であったが、校長については特に処分は受けていない。今後判決において指摘された部分について、県への事故報告等を進めていく。</p> <p>(指導課長)</p> <p>違法及び義務違反を指摘された大きく4点について支払いを命じられたものである。</p> <p>(指導課長)</p> <p>一つ一つの個別の案件に対しては十分な聞き取りが出来なかったところもあるので、現在、保護者と寄り添いながら精査しているところであ</p>

質 疑	応 答
<p>う受け止めているか。</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>支援体制について担任や学年主任は知らなかったと発言するなど学校一丸としての対応がされておらず、こういったことが不信感を積み重ねる原因であったと考えるがどう受け止めているか。</p>	<p>る。</p> <p>(指導課長)</p> <p>しっかりと信頼を得られるような対応が出来ていなかったということに関して反省すべきことであると認識している。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>調査委員会ではいじめがあったとされていたが、裁判の中ではいじめが無かったと主張していた。判決が出た上でどのように考えているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>いじめはあったと認識している。裁判においては国賠法上の損害賠償の対象であるかということとを争っており、いじめはあったと認識していた。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>平成27年以降、短い間に自ら命を絶つといった事案が続くなど異常なあり得ないことが起こった。当時の市教委としてうまく歯車がまわっていなかったことなどがこういった状況に繋がったとも考えられるがどのような問題があったのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>あってはならない重大なことが起きていたと認識している。なぜそのようなことが起きてしまったのか検証していかなければならないと認識している。再発防止に向けて、判決を受け、法令に則った対応及び当事者・保護者に寄り添った対応を徹底していくことが重要であると考えている。</p>
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>以前の特別委員会で報告があったF学校につ</p>	<p>(指導課長)</p> <p>調査委員会は終了しており、保護者にも報告書</p>

質 疑	応 答
<p>いて、その後どのような経過になっているのか大変心配しているので状況を教えて欲しい。</p>	<p>を渡している。今後、保護者から再調査の希望の有無について書面で回答されることになっている。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>Q学校の事案についてSNSの内容は不特定多数の人が見られるものなのか。それとも特定の人のみなのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>不特定多数ではなく、友達登録している範囲のみと聞いている。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>SNSの内容はいまだにアーカイブとして存在しているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>インスタライブの内容を別の者が保存して残っていたということである。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>被害者は転校をしているが、転校は本事案が原因なのか。もともと転校する予定だったのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>転校は本事案がきっかけである。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>加害生徒Bの特性を教えて欲しい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>流行にのりやすいタイプの生徒であると聞いている。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>加害生徒Bの保護者はこの事案についてどのように受け止めているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>加害生徒Bの保護者は謝罪の意思を示していた。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>いじめ問題調査委員会の外部メンバーを教えてください。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>PTA会長、主任児童委員2名、保護司である。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>学校は加害生徒Bへの指導はどのように行ったのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>これはネットいじめである。いかなる要因があっても許されるものではない、と指導を行っている。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>加害生徒B及び保護者は被害者に謝罪を行えたのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>謝罪の意思は示していたが、まだ実際には出来ていない。</p>
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>Q学校の第三者委員会では今後、どのような対応が行われていくのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>1月17日に第6回の調査委員会が行われ終了している。1月31日に報告書を渡す予定だったがコロナの状況により渡せていない。今後、機会を設け謝罪の会を設定していく予定である。</p>
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>いじめ対応教員研修会について教員に対してどのような内容で理解を深めていったのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>いじめの認知について、いじめの重大事態の取り扱いについての2点について具体的な事例を示しながら行った。</p>

質 疑	応 答
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>当該生徒の将来が心配であることから、心を込めた対応をしていくよう要望する。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>裁判になってしまった本事案については、どこに最初の問題があったのか。部長が校長だったらどのように対処していたのか考えを聞かせて欲しい。</p> <p>(関 裕通 委員)</p> <p>子供たちがいつでも相談しやすい、そして何かあった時にはすぐに逃げられるようなシンボリック的な場所を校内に確保するよう要望する。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>法に則った対応が出来なかったこと、生徒や保護者に寄り添った対応が出来なかったことが要因である。</p> <p>今後に向けて4点徹底していく。</p> <p>1点目、児童生徒や保護者に寄り添った丁寧な対応。2点目、いじめ防止対策推進法に則った適切な対応。3点目、教員が一人で抱え込まない組織的な対応。4点目、いじめは絶対に許さないといった啓発的な対応を行っていく。</p> <p>市教育委員会としての改善としては3点。1点目、いじめ防止対策推進法に則った対応の徹底。2点目、報告・連絡・相談の徹底。3点目、行政が取扱う文書については正確な内容のみを記載することの徹底。以上のことを信頼回復に向けて全力で取り組んでいく。</p>

質 疑	応 答
<p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>12月21日に埼玉県教委4名と面談をしたが、県教委としては、市教委からの事故報告を受けなければ動けないと聞いた。現在、どのような進捗状況か。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>当時の学校関係者に対して、1月に4回にわたって事情聴取を行った。県教委には事故報告をしており、今後、県教委の事情聴取となる。</p>
<p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>再発防止に向けて、外部の第三者機関を入れて検証を行う必要があると思うがどのように考えるか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>ご指摘については受け止めさせていただき、持ち帰り検討していきたい。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>保護者の方と連絡が取れる状況になっているので、まずは保護者の意見を常に伺いながら検証を行っていきたい。その上で第三者機関の必要性についてはこれから慎重に検討していきたい。</p>
<p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>平成30年3月16日に謝罪会見を行ったにもかかわらず、その後も原告元生徒はPTSDや精神障害者手帳の交付を受けるまでになってしまった。そのことについて市教委はどのように感じているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>大変申し訳ないと思っている。裁判という司法の場ではなく、しっかりと膝を突き合わせて話をしていく寄り添った対応をしなかったことが反省点であると受け止めている。</p>
<p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>謝罪会見の際の記録には、母親が会場に乱入してきて学校教育部長に食ってかかったとの記録</p>	<p>(指導課長)</p> <p>結果として、公文書として適切な表現でない文書が作成されていたことについては遺憾なこと</p>

質 疑	応 答
<p>がある。これは虚偽記録であると考えているが記録の作者が誰であったのか、この記録を決定したのが誰なのか分かっていれば教えて欲しい。</p> <p>(稲川 和成 委員長)</p> <p>議員提案の「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」をしっかりと読んで、適切に対応するよう要望する。</p> <p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>市教委は係争中、「対応は間違っていない」と言っていたが、敗訴を受けて謝罪を繰り返し、180度転換したような感じになっている。今まで言ってきたことは何だったのか。</p>	<p>であり、今後、組織として改善を図っていく。</p> <p>(指導課長)</p> <p>法に対する認識に誤りがあった。今後、2度と同様なことが起きないように再発の防止を徹底していく。</p>

議案第26号

川口市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会傍聴人規則（平成2年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市教育委員会傍聴規則

第1条中「（第3条第1項の傍聴券の交付を受けた者をいう。以下同じ。）」を削り、「、その他」を「その他」に改める。

第2条中「傍聴人」の次に「（報道関係者を除く。第4条及び第5条において同じ。）」を加え、「特に教育長が必要と認めた場合」を「教育長が特に必要と認めたとき」に改める。

第3条第1項中「会議を傍聴しようとする者」の次に「（報道関係者を除く。以下同じ。）」を加え、「受付に」を削り、「申請書」を「申込書」に改め、同条第2項中「傍聴の受付の開始時間」を「傍聴の手続」に、「とし、傍聴の受付場所は、教育総務課」を「行うもの」に改め、同条第3項中「、会議を傍聴しようとする者」を「会議を傍聴しようとする者の数」に、「場合は、傍聴の受付を締め切り」を「ときは」に改め、同条第4項中「、会議を傍聴しようとする者」を「会議を傍聴しようとする者の数」に、「場合」を「とき」に、「受付順」を「先着順」に改める。

第4条中「要求を受けた」を「求めがあった」に改め、同条に次の1項を加える。

2 傍聴人は、傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第5条中「受付」を「係員」に改める。

第6条を削る。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「前各号のほか、教育長において」を「前2号に定めるもののほか、教育長が」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1号に次のただし書を加える。

ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。

第8条第3号中「加え」を「加え、」に改め、同条第4号中「喫煙しない」を「喫煙をしない」に改め、同条第5号中「いたずらに傍聴席」を「みだりに席」に改

め、同条第6号中「前各号」を「前各号に定めるもの」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「(写真撮影等の禁止)」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し」を「写真撮影、録画」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「前条各号」を「第4条から前条までに定めるもの」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「、この規則」を「この規則」に、「退場を命ずる」を「これを制止し、命に従わないときは退場させる」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「教育長が、傍聴禁止を宣告し、又は」を「会議において非公開にする旨の議決があったとき、又は教育長が」に改め、同条を第11条とする。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 別紙のとおり

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

川口市教育委員会傍聴申込書

年 月 日

(あて先) 川口市教育委員会教育長

氏 名 _____

私は、 年 月 日開催の教育委員会会議の傍聴を申し込みます。

議案第27号

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則

川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「財務係」を「財務係 学校情報システム係」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する係のほか、学務課に教育政策担当を置く。

第10条学校教育部庶務課の事務分掌第5号を次のように改める。

(5) 学校教育における情報システムの開発、運用及び管理に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第28号

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会公印規則（昭和48年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「使用区分」を「用途」に改める。

第3条第2項中「公印台帳（様式第1号）」を「様式第1号の台帳」に改める。

第4条第6項中「職、氏名」を「当該取扱者の職及び氏名」に改める。

第6条第1項中「、当該公印の管理者又は取扱者に」を「当該公印の管理者又は取扱者に」に改め、同条第2項中「前項」を「前項前段」に、「公印使用簿（様式第2号）に必要事項」を「様式第2号の使用簿に必要な事項」に、「提示し」を「提示して」に改め、同条第3項中「公印使用簿」を「前項の使用簿」に改め、同条第4項中「公印使用簿」を「同項の使用簿」に改め、同条第5項中「当該公印管理者」を「当該公印の管理者」に改める。

第7条第1項中「電子組織」を「電子計算組織」に改める。

第8条第1項中「とき」を「もの」に改め、同条第2項中「公印印刷申請書（様式第4号）」を「様式第4号の申請書」に改める。

第9条第2項中「公印新調（改刻、廃止）申請書（様式第5号）」を「様式第5号の申請書」に改め、同条第4項中「前項の廃印」を「前項の規定により引き継いだ公印」に、「教育委員会の印」を「、教育委員会印、教育委員会教育長印及び教育委員会教育長職務代理者印」に改める。

第11条第1項中「き損」を「毀損」に、「公印事故報告書（様式第6号）」を「様式第6号の報告書」に改め、同条第2項中「前項の報告」を「前項に規定する報告書の提出」に改める。

「	<table border="1"><tr><td>使用区分</td></tr><tr><td>辞令、表彰及び一般文書用</td></tr></table>	使用区分	辞令、表彰及び一般文書用	「	<table border="1"><tr><td>用途</td></tr><tr><td>一般文書用</td></tr></table>	用途	一般文書用	に、
使用区分								
辞令、表彰及び一般文書用								
用途								
一般文書用								
別表中		を						

転学・転入学通知書、
入学通知書、区域外就
学許可書、放課後児童
クラブ利用決定通知書、
校外行事承認願用

転学・転入学通知書、
入学通知書、区域外就
学許可書、校外行事承
認願用

「川口市立教育機関の印」を「川口市立教育機関印」に、「川口市立教育機関の長印」を「川口市立教育機関長印」に、「川口市立学校の印」を「川口市立学校印」に、「川口市立学校の長印」を「川口市立学校長印」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第29号

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第12条第1項第21号」を「第12条第1項第22号」に改め、同条第5項中「第12条第1項第2号又は第3号」を「第12条第1項第2号又は第4号」に改め、同条第7項中「受けようとするときは」の次に「、第2項による願い出の際」を加え、「第12条第1項第24号」を「第12条第1項第25号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第30号

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和4年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第12条第1項第21号」を「第12条第1項第22号」に改め、同条第5項中「第12条第1項第2号又は第3号」を「第12条第1項第2号又は第4号」に改め、同条第7項中「第12条第1項第24号」を「第12条第1項第25号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 3 月 17 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則（平成19年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「川口市教育委員会
教育長.....様」 を「川口市教育委員会 様」に改める。

様式第2号中 「川口市教育委員会
教育長.....團」 を「川口市教育委
員会 團」に改める。

様式第15号から様式第21号までの規定中 「川口市教育委員会
教育長.....團」 を

「川口市教育委員会 團」に改める。

様式第22号及び様式第23号の規定中 「川口市教育委員会
教育長.....様」 を「

川口市教育委員会 様」に改める。

様式第24号中「日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供す
る場合を除き、」を削る。

様式第25号から様式第27号までの規定中 「川口市教育委員会
教育長.....様」

を「川口市教育委員会 様」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川口市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

教育委員会の会議を傍聴しようとする場合の手続の規定を明確化するとともに必要な規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 題名を「川口市教育委員会傍聴規則」に改めるもの。
- (2) 傍聴人の定員及び傍聴券の交付を要する者に報道関係者が含まれないことを明記するもの。
- (3) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
なし
- (2) パブリック・コメント
不要

川口市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育委員会傍聴人規則（平成2年教育委員会規則第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>川口市教育委員会傍聴規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川口市教育委員会会議規則（平成2年教育委員会規則第8号）第22条の規定に基づき、川口市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手続、傍聴人_____の守るべき事項その他 傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴人の定員）</p> <p>第2条 傍聴人（報道関係者を除く。第4条及び第5条において同じ。）の定員は、3人とする。ただし、<u>教育長が特に必要と認めたときは、これを増やすことができる。</u></p> <p>（傍聴の手続等）</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下同じ。）は、<u>様式第1号の申込書を提出し、様式第2号の傍聴券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 傍聴の手続_____は、会議の開会30分前から<u>行うもの</u>とする。</p> <p>3 会議の開会10分前において<u>会議を傍聴しようとする者の数が定員を超えるときは</u> _____、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</p> <p>4 会議の開会10分前において<u>会議を傍聴しようとする者の数が定員を超えないときは、定員に達するまで先着順に傍聴券を交付するものとする。</u></p> <p>（傍聴券の提示）</p> <p>第4条 傍聴人は、係員から<u>求めがあったときは、傍聴券を提示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>傍聴人は、傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p> <p>（傍聴券の返還）</p>	<p style="text-align: center;"><u>川口市教育委員会傍聴人規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川口市教育委員会会議規則（平成2年教育委員会規則第8号）第22条の規定に基づき、川口市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手続、傍聴人（<u>第3条第1項の傍聴券の交付を受けた者をいう。以下同じ。</u>）の守るべき事項、<u>その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（傍聴人の定員）</p> <p>第2条 傍聴人_____の定員は、3人とする。ただし、<u>特に教育長が必要と認めた場合は、これを増やすことができる。</u></p> <p>（傍聴の手続等）</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者_____は、<u>受付に様式第1号の申請書を提出し、様式第2号の傍聴券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 傍聴の受付の開始時間は、会議の開会30分前から<u>とし、傍聴の受付場所は、教育総務課とする。</u></p> <p>3 会議の開会10分前において、<u>会議を傍聴しようとする者</u> が定員を超える場合は、<u>傍聴の受付を締め切り、</u>抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</p> <p>4 会議の開会10分前において、<u>会議を傍聴しようとする者</u> が定員を超えない場合は、定員に達するまで<u>受付順に傍聴券を交付するものとする。</u></p> <p>（傍聴券の提示）</p> <p>第4条 傍聴人は、係員から<u>要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u></p> <p>（傍聴券の返還）</p>

第5条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 前2号に定めるもののほか、教育長が傍聴を不適当と認める者
(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

(1) 帽子の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(2) (略)

(3) 会議中言論に対し批判を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会議中みだりに席を離れないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(写真撮影等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これを制止し、命に従わないときは退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 会議において非公開にする旨の議決があったとき、又は教育長が退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第5条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を受付に返還しなければならない。

(議席への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に 該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 前各号のほか、教育長において 傍聴を不適当と認める者
(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

(1) 帽子の類を着用しないこと。 _____

(2) (略)

(3) 会議中言論に対し批判を加え 又は賛否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙しない こと。

(5) 会議中いたずらに傍聴席を離れない こと。

(6) 前各号 のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第10条 前条各号 のほか、傍聴人は係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、この規則に違反したときは、教育長は、退場を命ずる _____ ことができる。

(傍聴人の退場)

第12条 教育長が、傍聴禁止を宣告し、又は _____ 退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

- (1) 情報通信技術を用いた教育環境の充実をより迅速かつ計画的に図るため、庶務課に学校情報システム係を新たに設置し、同課の事務分掌に学校教育に係る情報システムの開発、運用及び管理に関することを加えるもの。
- (2) 市立高校の施設整備が完了したことから、庶務課に置かれている市立高校施設整備担当を廃止し、同課の事務分掌から市立高校の整備に関するものを削るもの。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
なし
- (2) パブリック・コメント
不要

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織）</p> <p>第2条 教育局に内部組織として次の部、課、室及び係を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育部</p> <p>庶務課 庶務係 <u>財務係 学校情報システム係</u></p> <p>学務課 管理係 教職員係 学事係</p> <p>指導課 庶務係 指導係</p> <p>学校保健課 管理係 給食第1係 給食第2係 保健係</p> <p><u>2 前項に規定する係のほか、学務課に教育政策担当を置く。</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p>第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部 (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>庶務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 学校教育における情報システムの開発、運用及び管理に関すること。</u></p> <p>学務課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>学校保健課 (略)</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 教育局に内部組織として次の部、課、室及び係を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育部</p> <p>庶務課 庶務係 <u>財務係</u></p> <p>学務課 管理係 教職員係 学事係</p> <p>指導課 庶務係 指導係</p> <p>学校保健課 管理係 給食第1係 給食第2係 保健係</p> <p><u>2 前項に規定する係のほか、次の課に次の担当を置く。</u></p> <p><u>(1) 庶務課 市立高校施設整備担当</u></p> <p><u>(2) 学務課 教育政策担当</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p>第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部 (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>庶務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 市立高校の整備に関すること。</u></p> <p>学務課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>学校保健課 (略)</p>

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

改刻等により不用となり、教育総務課長が引き継いだ公印のうち、教育委員会教育長印及び教育委員会教育長職務代理人印の保存期間を明記するとともに、その他規定及び別表の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 不用となった教育委員会教育長印及び教育委員会教育長職務代理人印については10年間保存することとするもの。
- (2) 川口市教育委員会印（管理者学務課長）の用途から放課後児童クラブ利用決定通知書用を削るもの。
- (3) その他本文中及び別表中の必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
なし
- (2) パブリック・コメント
不要

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育委員会公印規則（昭和48年教育委員会規則第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公印の名称等） 第2条 公印の名称、寸法、ひな形及び用途<u> </u>は、別表のとおりとする。 （公印の総括管理） 第3条 （略） 2 教育総務課長は、<u>様式第1号の台帳</u>を備え、公印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。 3 （略） （公印の管理者） 第4条 （略） 2～5 （略） 6 管理者は、取扱者を任免したときは、<u>速やかに当該取扱者の職及び氏名</u>を文書により教育総務課長に通知しなければならない。</p> <p>（公印の使用） 第6条 公印を使用するときは、押印すべき文書に決裁文書を添えて<u>当該公印の管理者又は取扱者に</u>提示し、当該起案用紙の公印承認欄に認印を受けなければならない。この場合において、押印すべき文書に係る決裁が、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、供覧、保管、保存及び廃棄の事務処理並びに文書に係る情報の統合的な管理等を行う情報処理システムをいう。以下この項において同じ。）を用いて行われたものであるときは、文書管理システムにより当該公印の管理者又は取扱者の承認を受けなければならない。 2 <u>前項前段の規定にかかわらず</u>、起案用紙を用いないときは、<u>様式第2号の使用簿に必要事項</u>を記載し、決裁文書又は証拠書類を添えて、当該公印の管理者又は取扱者に提示して、承認を受けなければならない。</p>	<p>（公印の名称等） 第2条 公印の名称、寸法、ひな形及び<u>使用区分</u>は、別表のとおりとする。 （公印の総括管理） 第3条 （略） 2 教育総務課長は、<u>公印台帳（様式第1号）</u>を備え、公印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。 3 （略） （公印の管理者） 第4条 （略） 2～5 （略） 6 管理者は、取扱者を任免したときは、<u>速やかに職、氏名</u>を文書により教育総務課長に通知しなければならない。</p> <p>（公印の使用） 第6条 公印を使用するときは、押印すべき文書に決裁文書を添えて、<u>当該公印の管理者又は取扱者に</u>提示し、当該起案用紙の公印承認欄に認印を受けなければならない。この場合において、押印すべき文書に係る決裁が、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、供覧、保管、保存及び廃棄の事務処理並びに文書に係る情報の統合的な管理等を行う情報処理システムをいう。以下この項において同じ。）を用いて行われたものであるときは、文書管理システムにより当該公印の管理者又は取扱者の承認を受けなければならない。 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、起案用紙を用いないときは、<u>公印使用簿（様式第2号）に必要事項</u>を記載し、決裁文書又は証拠書類を添えて、当該公印の管理者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。</p>

3 緊急その他やむを得ない理由により決裁文書又は証拠書類を提示できないときは、前項の使用簿に必要な事項を記載し、当該公印の管理者又は取扱者の承認を受けなければならない。この場合において、提示できなかった決裁文書又は証拠書類は、後日、管理者又は取扱者に提示しなければならない。

4 管理者は、管理する公印の使用について、特に必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず適当と認める他の方法をもって、同項の使用簿への記載を省略することができる。

5 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により事前に当該公印の管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
(電子印)

第7条 電子計算組織を利用し、公印を押印すべき文書を作成する場合は、公印の押印に代えて電子印を使用することができる。

2・3 (略)
(印影の印刷)

第8条 定例的かつ定形的で一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきもので、公印の印影を印刷することが適当であるものは、公印の押印に代えて印影を印刷することができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、様式第4号の申請書を教育総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

3～5 (略)
(公印の新調、改刻、廃止)

第9条 (略)

2 管理者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、様式第5号の申請書を教育総務課長に提出しなければならない。

3 (略)

4 教育総務課長は、前項の規定により引き継いだ公印について廃印台帳に登録するとともに、教育委員会印、教育委員会教育長印及び教育委員会教育長職務代理者印にあっては10年間、その他の公印にあっては3年間保存し、以後焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

3 緊急その他やむを得ない理由により決裁文書又は証拠書類を提示できないときは、公印使用簿に必要な事項を記載し、当該公印の管理者又は取扱者の承認を受けなければならない。この場合において、提示できなかった決裁文書又は証拠書類は、後日、管理者又は取扱者に提示しなければならない。

4 管理者は、管理する公印の使用について、特に必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず適当と認める他の方法をもって、公印使用簿への記載を省略することができる。

5 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により事前に当該公印管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
(電子印)

第7条 電子組織を利用し、公印を押印すべき文書を作成する場合は、公印の押印に代えて電子印を使用することができる。

2・3 (略)
(印影の印刷)

第8条 定例的かつ定形的で一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきもので、公印の印影を印刷することが適当であるときは、公印の押印に代えて印影を印刷することができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印刷申請書(様式第4号)を教育総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

3～5 (略)
(公印の新調、改刻、廃止)

第9条 (略)

2 管理者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、公印新調(改刻、廃止)申請書(様式第5号)を教育総務課長に提出しなければならない。

3 (略)

4 教育総務課長は、前項の廃印について廃印台帳に登録するとともに教育委員会の印にあっては10年間、その他の公印にあっては3年間保存し、以後焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

(事故報告)

第11条 管理者は、公印に盗難、紛失、毀損又は偽造等の事故があったときは、直ちに様式第6号の報告書を教育総務課長に提出しなければならない。

2 教育総務課長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、速やかに事故処理に関し必要な措置をとらなければならない。

別表 (第2条、第4条関係)

名称	(略)	用途	(略)
川口市教育委員会印	(略)	一般文書用	(略)
川口市教育委員会印		転学・転入学通知書、 入学通知書、区域外就 学許可書、校外行事承 認願用	
(略)			
川口市立教育機関印		一般文書用	
川口市立教育機関長印 —		一般文書用	

(事故報告)

第11条 管理者は、公印に盗難、紛失、き損又は偽造等の事故があったときは、直ちに公印事故報告書(様式第6号)を教育総務課長に提出しなければならない。

2 教育総務課長は、前項の報告書があったときは、速やかに事故処理に関し必要な措置をとらなければならない。

別表 (第2条、第4条関係)

名称	(略)	使用区分	(略)
川口市教育委員会印	(略)	辞令、表彰及び一般文 書用	(略)
川口市教育委員会印		転学・転入学通知書、 入学通知書、区域外就 学許可書、放課後児童 クラブ利用決定通知書、 校外行事承認願用	
(略)			
川口市立教育機関の印		一般文書用	
川口市立教育機関の長 印		一般文書用	

<u>川口市立学校印</u>	(略)	一般文書用	(略)
<u>川口市立学校長印</u>		一般文書用	
<u>川口市立学校印</u>		卒業証書用	
<u>川口市立学校印</u>		割印用	

(備考) 公印の書体は、全ててん書とする。

<u>川口市立学校の印</u>	(略)	一般文書用	(略)
<u>川口市立学校の長印</u>		一般文書用	
<u>川口市立学校の印</u>		卒業証書用	
<u>川口市立学校の印</u>		割印用	

(備考) 公印の書体は、すべててん書とする。

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）が改正され、引用する条項に移動が生じたことから規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（休暇）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）を受けようとするときは、様式第6号の休暇願により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願出しなければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため<u>県規則第12条第1項第22号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願出することができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 職員が、<u>県規則第12条第1項第2号又は第4号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>7 職員が、<u>県規則第12条第1項第25号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、<u>第2項による願出の際</u>、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。</p> <p>8～10（略）</p>	<p>（休暇）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）を受けようとするときは、様式第6号の休暇願により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため<u>県規則第12条第1項第21号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願出することができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 職員が、<u>県規則第12条第1項第2号又は第3号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>7 職員が、<u>県規則第12条第1項第24号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、<u>_____</u>、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。</p> <p>8～10（略）</p>

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）が改正され、引用する条項に移動が生じたことから規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（休暇） 第10条（略） 2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）を受けようとするときは、様式第6号の休暇願により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため<u>県規則第12条第1項第22号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。 3・4 （略） 5 職員が、<u>県規則第12条第1項第2号又は第4号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。 6 （略） 7 職員が、<u>県規則第12条第1項第25号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。 8～10 （略）</p>	<p>（休暇） 第10条（略） 2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）を受けようとするときは、様式第6号の休暇願により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため<u>県規則第12条第1項第21号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。 3・4 （略） 5 職員が、<u>県規則第12条第1項第2号又は第3号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。 6 （略） 7 職員が、<u>県規則第12条第1項第24号</u>に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。 8～10 （略）</p>

川口市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）が一部改正され、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができなくなったことから、年金証書の様式から当該規定を削るとともに必要な規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

(2) パブリック・コメント

不要